

焼津市農業委員会 3月総会議事録

1 日時

令和8年3月17日（火）午後2時00分 ～ 午後3時15分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	×
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	×	10	栢村 輝夫	○	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	11	村松 正二	○	18	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	×	13	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主査 荻野 将憲 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第6号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 非農地の判断について

第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>15名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和8年3月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>9番、増田龍治委員、19番、杉本芳郎委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第6号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。報告第1号から6号までを一括して承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>それでは、報告第1号から6号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号32を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号32を朗読後、説明】</p> <p>申請地は焼津自動車学校から東へ200mほどに位置している農業振興区域内の農用地です。</p> <p>譲渡人は申請地を耕作出来ず、利用権設定をし、譲受人に貸していました。</p> <p>譲受人は申請地を以前から耕作しており、今後も水稻で耕作管理することで所有者と売買の合意が成立したため、申請に及びました。</p> <p>申請地の北側は水路及び道路、東側は譲受人の田、西側は田、南側は水路です。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況は、申請地を耕作するうえで支障が無く、現在の耕作状況も良好であり、周辺の農業上の利用に影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 26番	<p>3月7日に地区の委員で調査に行ってきました。</p> <p>事務局からの説明のとおり問題ないと思います。隣接地とトラクターのかけ方が同じで、草の生え方まで同じでしたので、一緒の方がやっていただろうと、特に問題ないと考えます。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号32を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号33を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号33を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、農免道路の黒石川に架かる黒石境橋から、南に100mほどに位置している畑です。</p> <p>譲渡人は近隣市に居住していましたが、耕作出来ず、利用権を設定して当該農地を貸していました。</p> <p>譲受人は申請地隣地で、幅広く野菜の栽培、集荷、販売を行っている法人であり、今まで申請地を借りて耕作していました。今般、初めて農地所有適格法人として農地を取得します。</p> <p>農地法3条で農地を取得できる法人は、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。売上の過半が農業関連であること、農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること、役員の過半が農業に常時従事する構成員等、要件があります。今回の提出書類にて、要件の確認を行っています。</p> <p>法人は、申請地を借り耕作していましたが合意解約し、譲り受けるため申請に及びました。</p> <p>申請地周辺の状況は北側が宅地及び雑種地で、自社所有地、東側は畑、南側は駐車場、西側は道路です。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況に問題はなく、労力も確保されています。周辺の農業への影響は無いと考え、事務局としては、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
推進委員 26番	<p>事務局からの説明があったとおりです。</p> <p>この土地は前回転用目的で農地法の申請が出されましたが、取り下げられ今回3条申請となりました。</p> <p>以前から畑作をやっていた土地となります。このまま畑で利用してもらえたらと思います。現段階では問題ないと思います。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号33を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号34を審議します。</p>

	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号34を朗読後、説明】</p> <p>申請地は黒石小学校南側の黒石川を上流に約500mに位置している市街化区域内の畑です。</p> <p>譲渡人は申請地を耕作せず、現在に至っています。</p> <p>譲受人は申請地を昭和50年代から、譲渡人の同意のもと耕作しており、現在に至っています。今般、売買契約の合意が成立し、申請に及びました。</p> <p>申請地の東は道路、西は宅地、南は申請者宅地、北も宅地です。</p> <p>譲受人の農機具等の保有はありませんが、申請地を耕作するうえで長年耕作しており支障が無く、現在の耕作状況も良好でした。また、申請者は、かなりの高齢ですが、妻ほか、同居の娘と娘婿と一緒に耕作する計画となっております。周辺は宅地化され、周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 26番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりで、問題ないと思います。</p> <p>家庭菜園的なもので綺麗に耕作されており、譲受人を含めた家族で耕作してくださるということで問題ないと思います。許可相当であると思います。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号34を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号35を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号35を朗読後、説明】</p> <p>申請地は中新田配水場から南西に約300mに位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>譲渡人は耕作出来ず、農地を貸していましたが、今回、耕作者から解約され現在に至っています。</p> <p>譲受人は水稻を中心に耕作していますが、今般、譲渡人の申し出に同意し、売買契約の合意が成立したため申請に及びました。</p> <p>申請地の東側は雑種地、西側は道路、南側は水路及び道路、北側は水路及び道路です。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況に問題は無く、現在の耕作状況も良好であり、周辺農地への農業上の影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>木屋川の南側に位置する田んぼです。</p> <p>3月7日に現地調査を行いました。譲受人は耕作地全体で6ヘクタールを超えており、この4、5年で増やしていきました。この付近では3ヘクタールほど耕作しており、機械が揃っている状態で、どこを見てもきれいに耕作しており、管理も問題ありません。</p> <p>現地調査並びに地区審査の結果、許可相当としました。</p> <p>皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号35許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号36を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号36を朗読後、説明】</p> <p>申請地は焼津市学校給食センターから南西に約400mに位置している農業振興地域内の第1種農地です。</p> <p>譲渡人は相続で申請地を取得し、耕作はせず、現在に至っています。</p> <p>譲受人は申請地の隣地を耕作しており、今般、譲渡人の申し出に同意し、売買契約の合意が成立したため申請に及びました。</p> <p>なお、申請地は、譲受人とは別の方が耕作していましたが、申請するにあたり、当事者間で耕作関係について解消されていると申し出がありました。</p> <p>申請地の東側は譲受人耕作地である田、西側は道路、南側は農地転用許可済地、北側は水路です。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況に問題はなく、隣地を耕作しているため支障が無く、現在の耕作状況も良好でした。</p> <p>農業上の影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>こちらの方は7日に現地調査を行いました。説明があった通り、今まできれいに耕作してもらっていたところを、今度は隣接地耕作者が購入し耕作するというもので、東側が譲受人耕作地、西が道路、南は畑、北側が水路と宅地ということです。</p> <p>周りの農地に与える影響は無いかと思われ、許可相当であると考えました。</p>

	皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号36を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、許可することに決定しました。
議長	続いて、議案第1号の番号37を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号37を朗読後、説明】 申請地は志太広域事務組合一色清掃工場センターから南西に約400mに位置している農業振興地域内の農用地です。 使用貸人は相続で申請地を取得していますが、耕作は出来ず、荒れており、現在至っています。 使用借人は近隣市で古物商を営んでいますが、3年間弟の圃場で農業を手伝ってきた経験から、自身で稲作を始める意向があり、今般土地所有者との間で、使用貸借契約の合意が成立したため申請に及びました。 なお、過日10日の地区審査会でヒアリングを行いました。申請地は荒廃化していますが、稲作出来るよう圃場整備をした後、無農薬栽培を目指すとのことです。 申請地の東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は道路です。 譲受人の農機具等の保有状況はありませんが、農業を営んでいる弟から無償リースする契約書が提出されました。 地区審査会でのヒアリングでは、弟とは別に農業を始める意思を伝えられました。 荒廃農地を再生することから始めねばならず、相当な労力が必要ですが、その他周辺の農地へ与える影響は無いと考えます。 事務局判断では、地区審査会ヒアリング結果も含め、許可相当に該当する案件であると判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 27番	現地確認を3月7日に地区委員で行い、3月10日に市役所で、地区委員と事務局職員、譲受人及び弟でヒアリングを行いました。 申請地は草が伸び、8月の遊休農地の調査の時にも心配し、懸念していたところでありました。今回水稻の耕作をし、遊休農地の解消を目標とした意気込みをヒアリングにて確認しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号

	<p>の番号37を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号7及び議案第3号農地法第5条の規定による許可について」番号41が 関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号7、議案第3号番号41を朗読後、説明】</p> <p>申請地は瀬戸川に架かる高草橋から東へ約200mに位置する土地で、昭和48年4月25日に農地法5条の許可済地です。</p> <p>譲渡人は現在、県外に居住、所有していましたが、住宅を建築する計画が無くなり、現在に至っています。</p> <p>譲受人は、申請地隣地に居住しておりますが、敷地が狭いと感じており、駐車場などの利用で敷地拡張したく、計画変更及び再5条申請に及んだものです。</p> <p>申請地の西側は申請者の宅地、その他周囲は道路及び水路に囲まれています。</p> <p>許可済地であり、駐車スペースが不足していることから住宅敷地拡張の必要性和、周辺に農地は無く影響がないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしく願いいたします</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 10番	<p>3月5日に農業委員、農地利用最適化推進委員全員で現地調査を行いました。写真で見るとおり、周辺農地に与える影響は無いと考え、許可相当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。</p> <p>議案第2号の番号7及び 議案第3号の番号41を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議第2号の番号8及び議第3号の番号43が 関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号8、第3号、番号43を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、大井川南小学校から東へ100mほどに位置している土地で、昭和44年8月に住宅敷地を目的とした農地法5条許可済地です。</p>

	<p>周囲は既に宅地化されており、申請地は無道路地です。今回、隣地宅地に居住している申請者が住宅敷地を拡張したい申請であります。</p> <p>贈与人は市内の別の場所で居住し、申請地を所有していましたが、住宅を建築する転用計画が無く、長い間土地利用することもなく、現在に至っています。</p> <p>受贈人は、隣地に居住しておりますが、敷地が狭く、拡張して土地利用を図るため、贈与人から譲り受ける合意が成立し、本申請に及びました。</p> <p>申請地の周囲は現況宅地、出入りは申請者宅地を経て行うこととなります。</p> <p>敷地拡張地内に排水する計画はなく、周辺はすべて宅地化され農地がなく、影響がないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 28番	<p>3月8日に地区の委員3人で現地確認を行いました。</p> <p>四方を家で囲まれているため、入る余地がない、譲受人の宅地の方が通れる程度の隙間から入り、申請地は建物も建てられず庭として買うしかない譲受人は話しておりました。許可相当であると判断します。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号8及び議案第3号の番号43を許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号40を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号40を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、越後島の公会堂から西へ約400mに位置しており、藤枝市との市境に接する農業振興区域内の第3種農地です。</p> <p>賃貸人は現在まで耕作していましたが、転用者から駐車場として借りたいと申し出があり、現在に至っています。</p> <p>賃借人の法人は焼津市内で模型金具の製造請負、プラスチック製造加工業を営んでいますが、近年の大雨による冠水被害が増え、申請地隣接地へ新工場移転を計画しており、当該市では、都市計画課の土地利用承認済であり、農地法及び開発許可申請を同月中に行う予定です。</p> <p>新工場には、トラックや来客用駐車場スペースのみしか確保出来ず、従業員48名の駐車場が不足することから、申請地を駐車場敷地として借り受けたく、申請に及びました。</p>

	<p>申請地周辺の状況は東側が道路、西側は水路で市境、南側は宅地、北側は雑種地で資材置場となります。</p> <p>排水は雨水のみ、周囲にコンクリート見切り工を設置します。</p> <p>なお、当市において都市計画課の土地利用承認申請も併せて申請中です。</p> <p>申請者は事業を継続するうえで、従業員駐車場の確保をするため、近隣である申請地を転用したい、その必要性が高く、転用の確実な実行性が見込めます。</p> <p>事務局としては、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは焼津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>3月5日に委員で現地確認をいたしました。</p> <p>事務局の説明のとおりでありまして、東側の道路横に水路がありますが、家庭用の雑排水ぐらいですね、他に農地はありませんので、影響は無いと考えます。以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号40を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号の番号42を審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号42を朗読後、説明】</p> <p>申請地は黒石小学校から西へ2、300mほどに位置している農業振興区域内の第3種農地です。</p> <p>譲渡人は近隣に居住、耕作していましたが、譲受人からの要望があり申請に及びました。</p> <p>譲受人は市内で昭和20年代から、なると巻を中心とした魚類練製品製造をしている法人です。長らく営業していましたが、施設の老朽化や、工場規模の拡大を計画していることから、市内複数箇所、隣接市でも新工場移転先を検討しましたが、当該農地は国道150号線にも近く、立地条件が良いことから、申請地を適地とし、譲渡人の売買の合意を得て申請に及んでいます。</p> <p>申請地周辺の状況は東側が宅地、西側は雑種地及び宅地。雑種地の一部は、購入が決まっており、申請地への出入口となります。南側は水路及び黒石川河川敷地、北側は水路及び道路です。なお、申請地内に存在する水路敷地は今後払い下げを受けて工場敷地となる予定です。</p> <p>3月10日の地区審査会にて申請者から説明、事業概要や、工場排水先などのヒアリングを行いました。</p>

	<p>計画面積は、隣地雑種地及び水路払い下げ敷地含む全体で実測 5229.36 m²です。</p> <p>排水のうち雨水は北側の水路へ調整池を経て排水、工場排水は合併浄化槽処理を経て、南側水路へ排水するため、下流域営農者との協議を行ったとのこと。都市計画法の開発許可申請中であり、調整池、緑地等を適切に設置し、都市計画法上許可見込みがあります。また、周囲にはコンクリート見切り工を設置します。</p> <p>工場の移転について、必要性が高く、転用の確実な実行性が見込めます。事務局としては、許可相当に該当する案件であると考えます。なお、転用規模から農業会議への諮問案件となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>現地調査を行ったところ、ここだけ農地が残っている状態でした。</p> <p>排水については、下流側である小川の委員にもヒアリングに同席してもらい、下流側に影響を及ぼすことが無いか、いろいろ質問しました。</p> <p>周囲に住宅もありますが、高さ的に影響も無く、排水は、写真のところ、U字溝がありますが、ここに排水をして大丈夫か聞いたところ、この場所では解体、処理の作業は無く、パックで冷凍し持って来た物を調合するという事で、汚れた水はそんなに出ないと説明がありました。影響が少ないということを確認し、許可相当といたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号42を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案 第3号の番号44を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号44を朗読後、説明】</p> <p>申請地は大井川に架かる富士見橋から東へ約300mに位置する農業振興区域内の第3種農地です。</p> <p>譲渡人は隣地農家住宅に居住しておりましたが、農家住宅敷地を含めて売却希望がありました。</p> <p>譲受人は市内で水産加工業を営んでいますが、申請地隣地の宅地を社員寮の敷地として購入し、申請地も含めて利用する計画です。申請地は主に駐車場5台分として利用したく、譲渡人と宅地を含めた売買の合意が得られたため、申請に及んでいます。</p> <p>申請地周辺の状況は東側が水路、道路、西側は農地（田）及び水路、道</p>

	<p>路、南側は申請者の宅地、北側は水路及び道路です。</p> <p>本申請は、都市計画課から、土地利用協議の申請の提出も同時に求められており、敷地内に緑地を設置することになります。</p> <p>敷地拡張の駐車場部分の排水は雨水のみです。</p> <p>なお、既に申請地を宅地の一部分として利用してしまった経緯があったことから、事務局から経過説明を聞き取り、法不案内により、始末書の提出があったことを報告します。</p> <p>事務局としては、隣地と一体利用し事業用地とすることについて、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 30番	<p>3月3日に地区委員長と現地確認をおこないました</p> <p>宅地横にある畑を会社の従業員の駐車場に使用するという許可申請であります。</p> <p>以前、申請地に構築物が乗っていたことから始末書の提出がされているということでしたので、併せて更地であることを確認しました。</p> <p>周辺への影響はありませんので、許可相当といたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号44を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
	<p>続いて、議案第4号「非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【委員退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号を説明】</p> <p>令和7年度農地利用状況調査において、再生利用が困難と見込まれる下記の土地について、非農地判断の徹底について、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地と判断をするというものです。</p> <p>高草山関連の非農地判断につきましては、令和4年度に吉花トンネル付近から始め、順次進めております。</p> <p>本件につきましては、令和7年の8月から9月にかけて実施された農地利用状況調査において、東益津地区委員の現地調査により再生利用が困難な農地と判断された土地について、非農地として判断するものであり、令和8年2月に所有者宛てで、農地かどうかの確認の通知を送りましたが、特に疑義の申し出</p>

	<p>はありませんでした。</p> <p>番号1から番号251の土地は、山林化しており、農地への復元が困難と認められるため、非農地と判断することは問題ないと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑を許します。質疑はありませんか。</p>
推進委員 21番	<p>私は今回非農地判断が行われた土地の隣接地で現在耕作をしています。今後、耕作できなくなった場合、自分で非農地であると手続きする必要がありますか。</p>
事務局	<p>今回のように非農地と判断する際には、山林化しており、農地への復元ができないことが条件となるため、先の話になると思います。</p> <p>今後そのような状態になった場合には、ご自身で申請をいただく形となります。</p>
議長	<p>その他に質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を認めます。</p> <p>【入室】</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>本議案に係る委員につきましては、本議案の裁決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【委員 退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議案第5号を説明】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号を承認することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を認めます。</p> <p>【委員 入室】</p> <p>以上をもちまして、令和8年3月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>